

高知大学医学部附属病院放射線障害予防規則

平成16年4月1日
規則第257号

最終改正 令和5年10月12日規則第31号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織及び職務（第3条—第7条）
- 第3章 管理区域、放射線業務従事者等（第8条・第9条）
- 第4章 放射線作業等（第10条—第16条）
- 第5章 測定（第17条・第18条）
- 第6章 教育及び訓練（第19条）
- 第7章 健康診断（第20条・第21条）
- 第8章 記帳（第22条）
- 第9章 放射線施設設備等の維持管理及び点検等（第23条）
- 第10章 災害時及び危険時の措置（第24条・第25条）
- 第11章 報告及び情報提供（第26条—第28条）
- 第12章 業務の改善（第29条）
- 第13章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規則は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。）の定めるところに従い、高知大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）及び放射線発生装置の取扱い等を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、附属病院の内外の安全の確保及び附属病院の職員等の健康の保持増進を図るものとする。

（定義）

第2条 この規則において「放射性汚染物」とは、放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物をいう。

2 この規則において「放射化物」とは、放射線発生装置から発生した放射線により生じ

た、放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。

3 この規則において「放射線部門」とは、核医学診療部門及び放射線治療部門をいう。

第2章 組織及び職務

(組織)

第3条 病院長は、放射線障害の防止に関する業務を総括管理する。

2 附属病院における放射線障害防止に関する組織は、別表第1のとおりとする。

(放射線安全委員会)

第4条 医学部に、放射線障害の防止に関する基本方針の重要事項を審議し、適切な実施を図るため、放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第5条 病院長は、放射性同位元素等の取扱い（以下「放射線作業」という。）及び放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、附属病院の各放射線部門に、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）各1人を選任する。

2 各放射線部門の主任者は、病院長の指揮監督のもとにR I規制法及びこの規則の定めるところに従い、管轄する放射線部門における放射線障害の防止のための監督権限を有するものとし、次の各号に掲げる業務を行い、放射線障害の発生の防止に努めなければならない。

(1) 放射線障害防止対策の立案と調査に関すること。

(2) 使用状況等の確認をし、必要に応じて現場に立ち入り、関係者に説明を求め、又は施設、帳簿、書類等の検査に関すること。

(3) R I規制法及びこの規則の実施の確保のための指示に関すること。

(4) 病院長に対する意見の具申に関すること。

(5) 安全委員会の開催に関すること。

(6) 事故、危険時の対策と措置に関すること。

3 病院長は、主任者が旅行、病気その他事故によりその職務を行うことができない場合は、その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから主任者の代理者（以下「主任者代理」という。）を選任する。代行する期間が30日以上にわたるときは、速やかに学長に報告しなければならない。

4 主任者代理は、主任者が旅行、疾病その他の理由により不在となる期間中、第2項に

掲げる職務を代行しなければならない。

- 5 主任者代理の任期は、主任者が職務に復帰するまでとし、再任を妨げない。
- 6 学長は、第1項及び第3項に規定する主任者及び主任者代理が選任又は解任された場合は、選任又は解任された日から30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、主任者代理の届出はその期間が30日以上の場合に行う。
- 7 学長は、選任された主任者に対し、選任後1年以内に定期講習（原子力規制委員会が定める時間数及び実施課目）を受けさせなければならない。また、その後は、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内ごとに定期講習を受けさせなければならない。ただし、選任前1年以内に定期講習を受講していた場合は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内に受講させなければならない。

（放射線施設の責任者）

第6条 学長は、放射線施設の適切な管理運営を行わせるため、放射線施設の責任者を置く。

- 2 放射線施設の責任者は、病院長をもって充てる。
- 3 放射線施設の責任者は、主任者と連携を密にし、適切な管理運営にあたるものとする。

（放射線作業管理責任者等）

第7条 各放射線部門に、放射線作業管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、第5項の放射線作業管理担当者と管理業務について、必要に応じて協議する。
- 3 管理責任者は、放射線管理の実務責任者として、主任者又は主任者代理の指示に従い、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 放射線管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理に關すること。
 - (2) 放射線施設及び管理区域における放射線量、表面汚染密度等の測定・管理に關すること。
 - (3) 放射線施設の維持管理に關すること。
 - (4) 放射線管理関係測定機器の保守管理に關すること。
 - (5) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管及び廃棄等の管理に關すること。
 - (6) その他管理区域立入者の放射線取扱業務の安全に対する技術的事項に關すること。
 - (7) 放射線業務従事者等に対する教育訓練計画の立案及び実施に關すること。
 - (8) 放射線業務従事者等に対する健康診断計画の立案及び実施に關すること。

(9) 前各号に掲げる業務の記録の作成及び保存に関すること。

4 管理責任者は、各放射線部門において主たる担当として放射線作業を行う専任の教員をもって充て、病院長が委嘱する。

5 各放射線部門に放射線作業管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、管理責任者を補佐させるものとし、当該施設の管理業務を直接担当する者をもって充てる。

第3章 管理区域、放射線業務従事者等

（管理区域の設定等）

第8条 病院長は、放射線障害の発生の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を安全委員会の議を経て、管理区域として定める。

2 主任者は、管理区域の境界に人がみだりに立入りできないように扉又は柵を設け、かつ、その出入口に標識を掲げて管理区域であることを標示する。

（放射線業務従事者等）

第9条 放射線業務従事者とは、放射線作業、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者をいう。

2 放射線業務従事者は、あらかじめ本人が所属する診療科等の長の同意を得た上で、病院長に所定の放射線業務従事者名簿への登録の申請をしなければならない。

3 病院長は、前項の申請があったときは、申請者に対して必要な健康診断並びに教育及び訓練を行い適当と認めた者を登録する。

4 主任者及び管理責任者は、放射線業務従事者の名簿を作成し保存しなければならない。

5 第3項の登録は、その年度内に限り有効とし、引き続き取扱等業務に従事する者は、原則としてその年度の末日までに登録を更新しなければならない。

6 登録されていない者は、取扱等業務に従事し、又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし、第19条第4項の教育及び訓練を受講し、管理区域に主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）は、この限りでない。

7 学外者が附属病院の施設において、放射性同位元素等の取扱等業務に従事しようとする場合、第2項に規定された長の同意を得た上で、主任者に本務先において必要な健康診断並びに教育及び訓練を受けている証明を提出しなければならない。

8 主任者は前項の申請があったときは、学外者の放射性同位元素等の取扱等業務を許可することができる。

第4章 放射線作業等

（取扱い等の共通的事項）

第10条 放射線作業等に関しては、この規則に定める事項を厳守し、人体の受ける放射線の量をできる限り少なくするようにしなければならない。

2 管理区域への立入りについては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 放射線施設の出入口には、人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設け、又は措置を講じ、出入りは所定の順路によること。
- (2) 個人線量計を携行し、所定の記録を行うこと。
- (3) 見学者等主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者は、放射線業務従事者の指示に従うこと。

3 放射線作業は、管理区域の所定の作業位置で行い、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 放射線作業は、可能な限りフード内で行い、かつ、遠隔操作し、皮膚粘膜に放射性同位元素を付着させないようにすること。
- (2) 短時間の作業を行う場合にも、必ずしゃへい壁その他のしゃへい物を用い、不完全なしゃへいで作業をしないこと。
- (3) 飲食、喫煙及び化粧をしないこと。
(密封されていない放射性同位元素の使用)

第11条 密封されていない放射性同位元素を使用する場合は、管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用承認証の承認の条件を超えて使用しないこと。
- (2) 密封されていない放射性同位元素は、所定の使用施設以外において使用しないこと。
- (3) 作業方法及び技術に習熟し、使用しようとする放射性同位元素について十分な知識をもつとともに、使用目的に応じて放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を探ること。
- (4) 所定の着衣、ゴム手袋等を着用して作業し、手、作業衣等の汚染、体内の汚染等を起こさないように細心の注意を払うこと。
- (5) 作業台は、ビニールシート、広幅ろ紙等で適当に表面被覆をすること。
- (6) 使用施設は、常に整理し不必要な器具、容器等を持ち込まないこと。
- (7) 使用施設内の空気の汚染を適切に監視し、安全の確認を怠らないこと。
- (8) 作業後の始末は、その日のうちに速やかに行うこと。
- (9) 使用施設を退出するときは、身体各部、衣服、はき物等の汚染の有無を検査し、

汚染は除去すること。

- (10) 器具、試料等を管理区域から持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認するとともに、主任者の同意を得ること。
- (11) 使用に係る放射性同位元素の種類及び使用数量の記録は、その都度行うこと。

(密封された放射性同位元素の使用及び治療)

第12条 密封された放射性同位元素を使用する場合には、管理責任者の管理のもとに、第11条第1号、第2号、第3号、第6号及び第11号の規定に準ずるとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 密封された放射性同位元素の使用に当たっては、常に破損等を目視、線量計等により確認して、放射性同位元素による汚染を防止すること。
 - (2) 密封小線源は、紛失等のないよう保管に特に注意を払い、使用の記帳を確実にすること。
- 2 密封された放射性同位元素による治療の際は、管理区域内の所定の場所に患者及び当該治療にかかわる放射線業務従事者以外入室することができない。
 - 3 前項の場合において、放射線業務従事者は、管理区域内の所定の場所に入室する際には、被ばくを最小限にする手段を講じ、線量計等を用いて、放射線量をたえずモニタリングするものとする。
 - 4 事故等の発生により患者の管理区域外への誘導が必要な場合には、附属病院の主任者の指示に従って誘導を行うとともに、当該放射性同位元素を安全な場所に保管するものとする。

(放射性同位元素の受入れ、保管、払出し)

第13条 放射性同位元素を受入れ又は払い出す場合は、あらかじめ管理責任者の許可を得て所定の帳簿に必要事項を記入しなければならない。

- 2 管理責任者は、受入れに係る放射性同位元素が貯蔵能力の範囲内であることを確認し受入れを許可するものとする。
- 3 管理責任者は、払出しに係る放射性同位元素が払い出す相手方の許可範囲内であること又は払い出す相手方がR I 規制法に規定する放射性同位元素の届出販売業者であることを確認し払出しを許可するものとする。
- 4 放射性同位元素等は、次の各号に掲げる事項に従って保管し、所定の帳簿に必要事項を記入しなければならない。
 - (1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設以外において保管しないこと。

- (2) 貯蔵施設の扉、ふた等外部に通じる部分には、錠その他の閉鎖のための設備又は器具を設けることにより、放射性同位元素の盗難の予防に関して実効ある措置を講じること。
- (3) 放射性同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管すること。
- (4) 装置に収納している放射性同位元素の種類及び数量は、目につきやすい所に掲げ、変更の都度書き換えること。
- (5) 放射性同位元素の保管数量又は保管個数を定期的に確認すること。
- (6) 放射化物は、ビニール袋などで覆った状態で専用の耐火性容器に入れ、放射化物保管設備に保管し、放射化物の種類及び数量、保管期間、方法及び場所並びに保管に従事する者の氏名を記録すること。ただし、耐火性容器に入らないものについては、汚染の広がりを防止する措置をとり設備内で保管すること。

(放射性同位元素等の運搬)

第14条 放射性同位元素等を管理区域内で運搬する場合は、管理責任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 所定の運搬用具を用いること。
 - (2) 運搬用具に入れる放射性同位元素等は、容器に入れ、又は容器に密封すること。
 - (3) 容器は、こぼれにくい構造を持ち、かつ、浸透又は破損しにくい材料を用いたものとする。
 - (4) 容器の漏えい線量率は、その表面において2ミリシーベルト毎時、その表面から1メートルの距離において0.1ミリシーベルト毎時を超えないようにすること。
- 2 放射性同位元素等を事業所外に運搬する場合は、原則として、専門の業者に委託しなければならない。
 - 3 事業所外における放射性同位元素等の運搬を業者に委託したときは、運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を所定の様式に記入しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第15条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 固体状の放射性同位元素等は、不燃物、難燃物、可燃物及び非圧縮性不燃物に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄した後に、許可廃棄業者へ廃棄を委託すること。

(2) 液体状の放射性同位元素等は、排水設備により排水口における排水中放射能濃度を濃度限度以下として排水すること。

(3) 気体状の放射性同位元素等は、排気設備により排気口における排気中放射能濃度を濃度限度以下として排気すること。

2 陽電子断層撮影用放射性同位元素又は陽電子断層撮影用放射性同位元素によって汚染された物（以下「陽電子断層撮影用放射性同位元素等」という。）については、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素等以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、7日間を超えて管理区域内で減衰保管したのち、一般廃棄できるものとする。（放射線発生装置の使用）

第16条 放射線発生装置を使用する場合は、管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 使用承認証の承認の条件を超えて使用しないこと。

(2) 使用施設には、必ず安全を確認した上で立ち入ること。この場合には、自動安全装置が装備されていても、常に不測の事故を考慮すること。

(3) 照射を行おうとするときは、あらかじめ使用施設内に必要以外の人がないことを確認すること。

(4) 照射中は、出入口に照射中であることを明示する表示灯を点灯すること。

(5) 照射中は、患者以外入室禁止とすること。

(6) 放射化物は、廃棄物保管庫に保管廃棄すること。ただし、再利用する放射化物については、サイクロトロン室内の放射化物保管設備に保管すること。

第5章 測定

（場所の測定）

第17条 管理責任者は、その管轄する施設区分に関する放射線障害が発生するおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を実施しなければならない。

2 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて、次の各号に従い行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によって行うものとする。

(1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。

- (2) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び事業所の境界について、放射線の量を知るために最も適した場所において行うこと。
 - (3) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について、汚染の状況を知るために最も適した場所において行うこと。
 - (4) 測定は取扱開始前に1回及び取扱開始後には、次に定めるところにより行うこと。
 - ア 密封されていない放射性同位元素取扱施設の放射線の量の測定並びに汚染の状況の測定は1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口及び排水口における測定は、排気及び排水の都度行うこと。
 - イ 密封された放射性同位元素取扱施設及び放射線発生装置の放射線の量の測定は6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 3 管理責任者は、次の各号に掲げる項目について放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定結果を記録し、主任者の検認を受けなければならない。
- (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
 - (4) 放射線測定器の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
- 4 前項の測定記録は、5年間保存しなければならない。

（個人被ばく線量の測定）

第18条 主任者は、管理区域に立ち入る者に対して、次に定めるところにより、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を適切な放射線測定器を用いて測定し、その結果を記録しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によって行うものとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばく及び内部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 外部被ばくによる線量の測定は、次のとおりとする。
 - ア 測定は、胸部（女子にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び

70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）について行うこと。

イ アのほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分であるときは、当該部分についても行うこと。

ウ 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外であるときは、ア及びイのほか当該部位についても70マイクロメートル線量当量の測定を行うこと。ただし、中性子線については、この限りでない。

エ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、アからウまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

オ 測定は、OSL線量計等の個人被ばく線量計を用いて管理区域に立ち入る者について管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。

(3) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、3月を超えない期間ごとに1回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては、出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）計算によって行うこととし、その結果が $2\text{ mSv} / 3\text{ヶ月}$ 以上であった場合のみ被ばく線量として記録するものとする。ただし、一時立入者については、その者の内部被ばくによる線量が実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。

(4) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分について行うこと。

(5) 外部被ばくの測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子に

については、毎月1日を始期とする1月間)並びに4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録するものとする。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定した者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)

ウ 放射線測定器の種類及び型式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

(6) 内部被ばくの測定結果については、計算の都度、次の項目について記録するものとする。

ア 計算年月日

イ 計算対象者の氏名

ウ 計算した者の氏名

エ 計算方法

オ 計算結果

(7) 放射性同位元素による汚染の状況の測定結果については、手、足等人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあっては、次の事項について記録すること。

ア 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)

イ 測定対象者の氏名

ウ 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)

エ 放射線測定器の種類及び型式

オ 汚染の状況

カ 測定方法

キ 測定部位及び測定結果

(8) 第5号から第7号までの測定結果から実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに妊娠中の女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、次の項目について記録するものとする。

ア 算定年月日

イ 対象者の氏名

ウ 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

エ 算定対象期間

オ 実効線量

カ 等価線量及び組織名

(9) 前号の実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録するものとする。

ア 集計年月日

イ 対象者の氏名

ウ 集計した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

エ 集計対象期間

オ 累積実効線量

(10) 前号の規定は、第8号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。

(11) 第5号から前号までの規定による記録は、永久保存するとともに、記録の都度、対象者にその写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による測定結果の記録は、一定期間ごとに主任者の検認を受けなければならない。

3 第1項第2号の外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に定めるところにより、測定の信頼性を確保しなければならない。

(1) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関に委託して行うこと。

(2) 一時立入者の外部被ばくによる線量の測定（100マイクロシーベルトを超えるおそれのない者は除く。）は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うこと。

4 第1項第4号の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、別に定める実施計画により、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行わなければならない。

第6章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

第19条 病院長は、放射線業務従事者に対し、放射線障害防止に必要な知識及び技能を習得させるため、次の各号に掲げる項目及び当該項目に応じた時間数による教育及び訓練を行わなければならない。

(1) 放射線の人体に与える影響 30分以上

(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 1時間以上

(3) 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規則 30分以上

2 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては、前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に行わなければならない。ただし、一度教育及び訓練を受けた者に対しては、前項各号における時間数によらず各項目を実施すればよいものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に掲げる実施事項に関して十分な知識及び技能を有し別に定める基準を満たすと主任者が認めた者については、教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。ただし、教育及び訓練を省略する者については、その理由を所定の帳簿に記帳するものとする。

4 一時立入者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について行うものとする。

第7章 健康診断

（健康診断）

第20条 学長は、放射線業務従事者に対して、次の各号により健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期

ア 放射線業務従事者として初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、6月を超えない期間ごと

- (2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とすること。
- (3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。
- (4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について医師が必要と認める場合に行うこと。

ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

- (5) 放射線業務従事者として初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、前号の規定にかかわらず、同号ア及びイの部位及び項目について検査又は検診を行うこと。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することとなったときは、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を誤って摂取したとき。
- (2) 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) 放射性同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

3 健康診断の結果は、これを記録し、永久保存しなければならない。

4 産業医は、健康診断の結果をその都度主任者に報告するとともに、その記録の写しを健康診断を受けた者にその都度交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第21条 病院長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、産業医及び主任者の意見に基づき、業務を行う時間の短縮、業務内容の制限、配置転換等の措置を講じるとともに、必要な保健指導を受けさせなければならない。

2 病院長は、過度の被ばく及び汚染を受けた者があった場合は、その原因を調査し、適切な措置を講じるものとする。

3 病院長は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受けた場合、又は受けたおそれのある場合は、健康診断を受けさせ、必要な保健指導を講じなければならない。

第8章 記帳

(記帳)

第22条 管理責任者は、次の各号に掲げる事項を記載するための帳簿を備えなければならない。

(1) 受入れ及び払出し

- ア 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日
- ウ 相手方の氏名又は名称

(2) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射線発生装置の種類
- ウ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- エ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- ア 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

事業所外における放射性同位元素等の運搬年月日、運搬方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- ア 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設等の点検

- ア 点検の実施年月日
- イ 点検項目の細目及び点検結果
- ウ 点検結果に伴う措置の内容
- エ 点検を実施した者の氏名

(7) 教育及び訓練

- ア 教育及び訓練の実施年月日、項目、時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名（教育及び訓練を省略する者については、その理由を記載すること。）

(8) 放射線測定器の信頼性の確保

ア 第17条第2項並びに第18条第3項第2号及び同条第4項の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、点検又は校正の方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

イ 第18条第3項第1号の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容

2 放射線業務従事者は、放射線作業の都度帳簿に所要事項を確実に記載しなければならない。

3 第1項の帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、各放射線部門で閉鎖後5年間保存しなければならない。

4 管理責任者は、事業所を廃止する場合には、次に定める項目を記録した廃止措置に係る帳簿を別途作成し、廃止日等の属する年度の放射性同位元素の保管に係る帳簿及び放射性同位元素等の保管廃棄に係る帳簿とともに、廃止措置報告書へ添付して、原子力規制委員会に報告しなければならない。

ア 譲渡した放射性同位元素の種類、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称

イ 廃棄した放射性同位元素等の種類、数量、年月日、廃棄の方法及び場所

ウ 放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した汚染物の種類及び数量

第9章 放射線施設設備等の維持管理及び点検等

(維持管理及び点検等)

第23条 主任者は、附属病院の放射線施設が許可を得た条件を充足するように維持管理しなければならない。

2 放射線施設設備等の点検は、別に定める点検項目及び設備機器について年2回以上、管理責任者、管理担当者及び医学部・病院事務部会計課で行うものとする。ただし、必要に応じて外部に委託することを妨げない。

3 主任者は、前項の放射線施設設備等の点検の結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じた後、速やかに病院長及び安全委員会に報告しなければならない。

4 管理責任者は、放射線施設設備等について修理、改造又は除染等を行うときは、主任

者と協議の上、その実施計画を作成し、病院長の承認を得なければならない。ただし、修理、改造又は除染等が軽微なものである場合は、この限りでない。

- 5 前項の修理、改造及び除染等を終えたときは、その結果を病院長に報告しなければならない。

第10章 災害時及び危険時の措置

(災害時における措置)

第24条 附属病院が所在する同一市町村で震度5強以上の地震、風水害による家屋の全壊

(住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合)などの大規模自然災害が発生した場合は、安全確保の上、可能な限り速やかに、前条第2項に定める者が別に定める項目及び設備機器について点検を行い、その結果を、別表第2及び国立大学法人高知大学防災管理規則に基づく連絡通報体制に従い、主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

- 2 病院長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けた結果、第27条に規定する法令報告の対象となる事態が発生した場合には、原子力規制委員会に電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を報告しなければならない。
- 4 学長は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の火災で管理区域、事業所内の放射性同位元素若しくはその収容容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合(事業所内運搬中の場合を含む。)には、第27条に規定する法令報告の対象となる事態が生じなくとも、原子力規制委員会へ電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を報告しなければならない。

(危険時の措置)

第25条 前条に定める大規模自然災害、火災等が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合(以下「災害等の事態」という。)においては、次の各号に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 災害等の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに別表第2及び国立大学法人高知大学防災管理規則に基づく連絡通報体制に従い、通報すること。
- (2) 主任者は、前号の通報があったとき、又は自ら災害等の事態を発見したときは、緊急作業従事者とともに、速やかに次に掲げるところにより応急の措置を講じ、必

要に応じ警察署又は消防署に通報し、かつ、病院長及び安全委員会に報告すること。

ア 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を速やかに救出し、避難させること。なお、管理区域にいる者及びその付近にいる者に対して、避難するよう警告すること。

イ 放射性同位元素等による汚染が生じたときは、速やかにその広がりを防止し、その除去に努めること。

ウ 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移し、周囲に縄張りをし、標識を設け、関係者以外の立入りを禁止すること。

エ 災害の発生中及び鎮圧後も放射線による二次災害がないように、主任者は、厳重な管理を行うこと。

(3) 緊急作業従事者は、緊急時の対応についての教育及び訓練を受講し、あらかじめ緊急作業従事者として指定された者とする事。

(4) 緊急作業従事者は、必要な個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備し作業を行わなければならないこと。また、緊急作業終了後は、所定の健康診断を受診しなければならないこと。

(5) 病院長は、第2号の報告を受けたときは、その旨を速やかに学長に報告すること。

第11章 報告及び情報提供

(定期報告)

第26条 主任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間における放射性同位元素の在庫及び放射線管理の状況等について、当該期間経過後2月以内に安全委員会を経て病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項の報告を受けたときは、その旨を速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づき、当該期間経過後3月以内（6月30日まで）に、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第39条第2項に定める報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故時の報告)

第27条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに主任者に通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じた場合

(2) 液体状の放射性同位元素等が、排水に係る濃度限度を超えて放射線施設外に漏え

いしたとき。

(3) 気体状の放射性同位元素等が、排気に係る濃度限度を超えて放射線施設外に漏えいしたとき。

(4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。

(5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ウ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(6) 放射線業務従事者について、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(7) 放射線障害が発生したとき又は発生したおそれのあるとき。

(8) その他、R I 規制法に定める事態が生じた場合

2 主任者は、前項の通報があったとき、又は自ら前項各号に掲げる事態の発生を発見したときは、極力探査に努め、又は応急の措置を講じるとともに、速やかに病院長及び安全委員会に報告し、必要に応じ警察署又は消防署に通報しなければならない。

3 病院長は、前項の報告を受けたときは、その旨を速やかに学長に報告しなければならない。

4 学長は、第1項各号に該当する事態が生じた場合は、施行規則第39条第1項の規定により、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(情報提供)

第28条 第25条並びに前条第1項の事態により、放射線障害が発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、病院長は学長に報告した上で、医学部・病院事務部総務企画課（以下「総務企画課」という。）を通じて高知大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより、公衆及び報道機関へ情報提供するものとする。また、外部からの問い合わせに対応するために、総務企画課に問い合わせ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関する外部への情報提供の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染の状況等による事業所外への影響
- (3) 事故発生場所で取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
- (4) 応急の措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線の量等の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策
- (7) その他事故に関する情報

第12章 業務の改善

(業務の改善)

第29条 学長は、附属病院の放射線施設における放射性同位元素等の取扱い及び管理等に係る安全性を向上させるため、年1回以上、安全委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

- 2 病院長は、業務評価の結果、改善が必要と認められる場合は、当該放射線部門を管轄する主任者及び管理責任者に命じて、改善のための計画を立案させなければならない。
- 3 主任者及び管理責任者は、前項の指示があった場合、遅滞なく計画を立案し病院長へ報告するとともに、必要に応じて改善を実施するための予算的措置を要望するものとする。
- 4 病院長は、前項の計画を承認した場合、主任者及び管理責任者へ改善の指示を行う。
- 5 主任者及び管理責任者は、前項の承認された計画により改善を行い、その内容について改善報告書を作成し病院長に報告する。
- 6 病院長は、前項の改善報告書を学長に報告するものとする。

第13章 雑 則

(具申事項)

第30条 安全委員会は、放射線業務従事者が主任者の注意を受けたにもかかわらず、この規則の定めるところに著しく違反し、又は違反するおそれのある場合は、病院長に対し、その放射線業務従事者の放射線作業の制限又は中止その他の必要な措置について具申するものとする。

- 2 安全委員会は、管理区域又は放射線施設等において放射線障害の生じるおそれがあると認めるときは、病院長に対し、立入禁止又は閉鎖等必要な措置について具申するもの

とする。

(その他の事項)

第31条 この規則に定める事項の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月14日から施行する。

附 則（平成19年6月12日規則第15号）

この規則は、平成19年6月12日から施行する。

附 則（平成22年4月13日規則第3号）

この規則は、平成22年4月13日から施行する。

附 則（平成22年12月7日規則第52号）

この規則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月12日規則第76号）

この規則は、平成25年2月12日から施行する。

附 則（平成26年5月27日規則第7号）

この規則は、平成26年5月27日から施行する。

附 則（令和元年7月31日規則第24号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める規定及び「防止法」を「R I 規制法」に改める規定については、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日規則第33号）

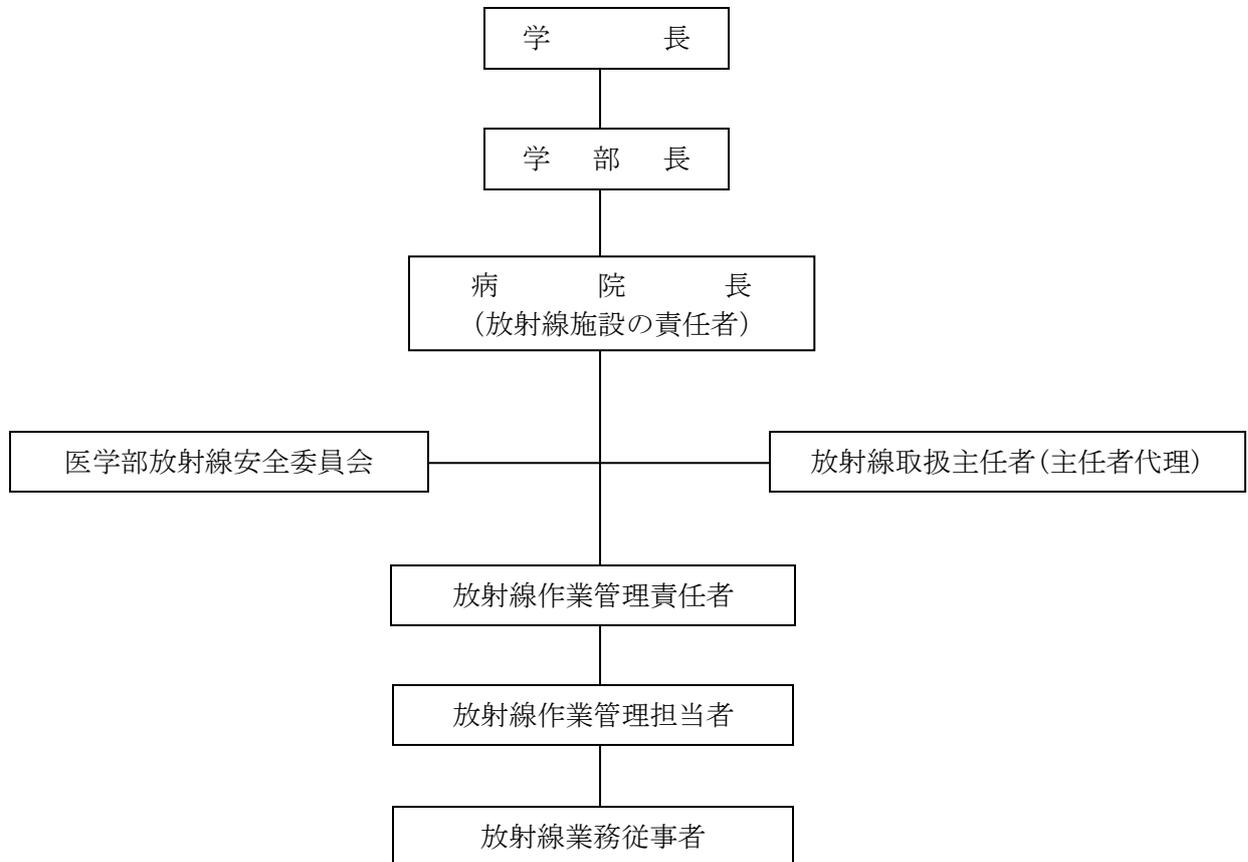
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年10月12日規則第31号）

この規則は、令和5年10月12日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

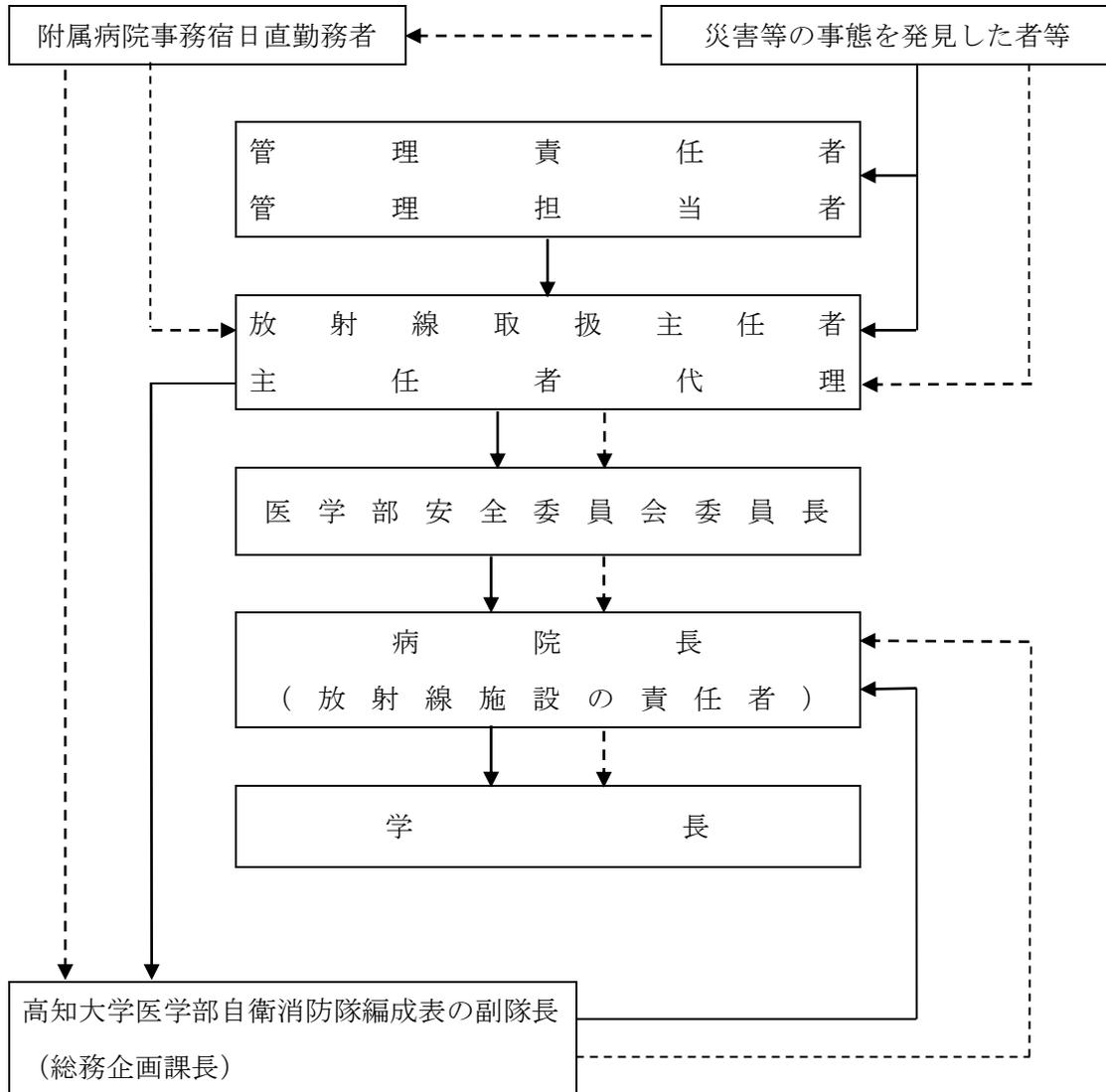
別表第1 (第3条関係)

高知大学医学部附属病院放射線障害予防規則管理組織図



別表第2（第24条、第25条関係）

地震等の災害時における連絡通報体制



(注) 点線については、勤務時間外における連絡網を示す。